

事 故 処 理 基 準

平成18年12月31日

新居浜市

一部改正：平成27年 2月1日

令和 4年 4月1日

令和 5年10月1日

目次

第1章 総則

第2章 事故発生時の通報

第3章 事故の処理等

第4章 非常対策本部の設置等

第5章 雑則

別表1 官公署連絡表

別表2 医療機関連絡表

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、新居浜市営渡海船安全管理規程（平成18年訓令第16号。以下「規程」という。）に基づき、当市の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(一部改正：平成27年2月1日、令和5年10月1日)

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当市の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害

(4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

(5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当市の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

2 前条及び前項以外で、当市の運航事業に係る事故についても、この事故処理基準を準用する。

(一部改正：平成27年2月1日)

第2章 事故等発生時の通報

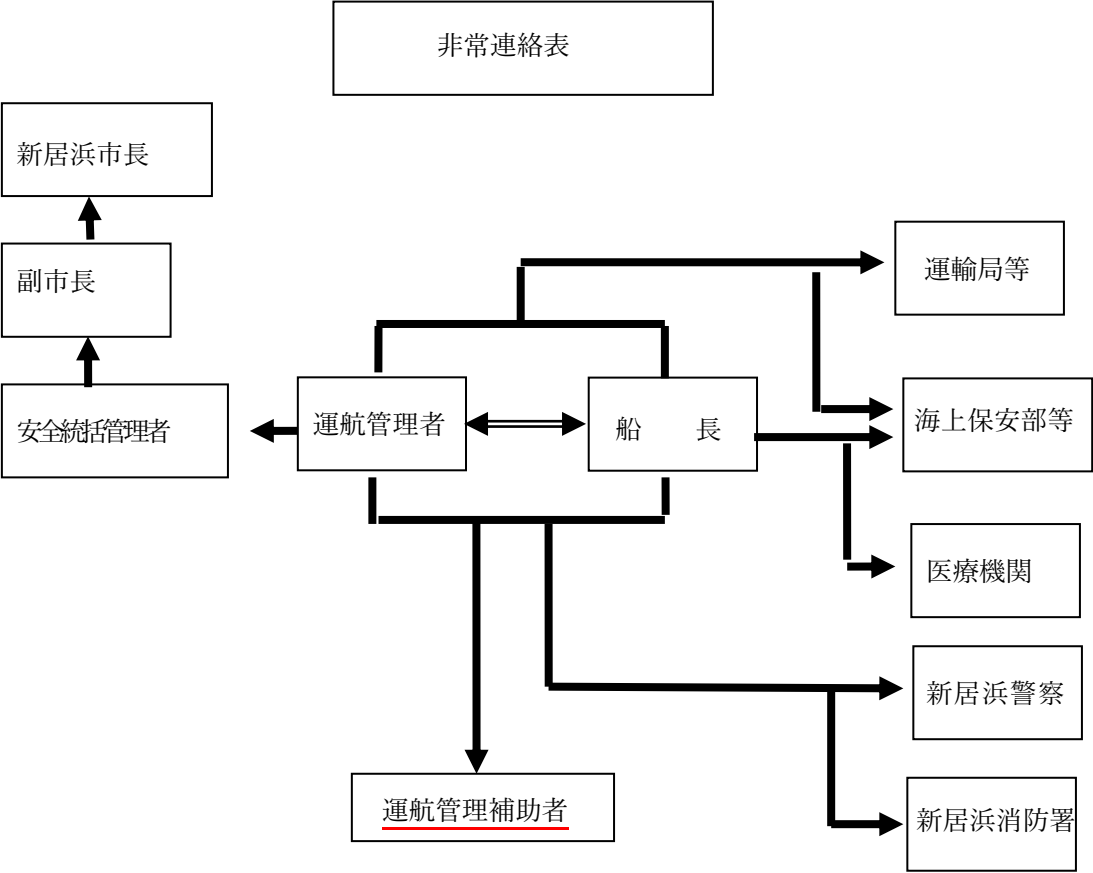
(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表1「官公署連絡表」により海上保安官署等に行うものとする。

3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話で運輸局等に報告するものとする。この場合において、電子メール及びFAXで報告するときは、事故報告書(軽微事項を含む。)(事故処理基準様式第1号)で行うものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した事故報告書を船舶及び事務所に備え置くものとする。

4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、入院加療の必要な人身事故及び船体上甲板下の破孔以上の船体損傷事故を除き、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。



(一部改正：平成27年2月1日、令和5年10月1日)

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ア 船名
- イ 日時
- ウ 場所
- エ 事故等の種類
- オ 死傷者の有無
- カ 救助の要否
- キ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

事故等の種類		連絡事項
ア	衝突	(ア) 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況）
		(イ) 船体、機器、車両の損傷状況

		(ウ) 浸水の有無（あるときはエ（浸水）項） (エ) 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） (オ) 自力航行の可否 (カ) 相手船の船種、船名、総トン数、(用) 船主・船長名（できれば住所、連絡先）・・・船舶衝突の場合 (キ) 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） ・・・船舶衝突の場合
イ	乗揚げ	(ア) 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） (イ) 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 (ウ) 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 (エ) 船体、機器、車両の損傷状況 (オ) 浸水の有無（あるときはエ（浸水）項） (カ) 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 (キ) 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
ウ	火災	(ア) 出火場所及び火災の状況 (イ) 出火原因 (ウ) 船体、機器、車両の損傷状況 (エ) 消火作業の状況 (オ) 消火の見通し
エ	浸水	(ア) 浸水箇所及び浸水の原因 (イ) 浸水量及びその増減の程度 (ウ) 船体、機器、車両の損傷状況 (エ) 浸水防止作業の状況 (オ) 船体に及ぼす風浪の影響 (カ) 浸水防止の見通し (キ) 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
オ	強取、殺人、傷害、暴行等の不法行為	(ア) 事件の種類 (イ) 事件発生の端緒及び経緯 (ウ) 被害者の氏名、被害状況等 (エ) 被疑者の人数、氏名等 (オ) 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 (カ) 措置状況

カ	人身事故 (行方不明を除く。)	(ア) 事故の発生状況 (イ) 死傷者数又は疾病者数 (ウ) 発生原因 (エ) 負傷又は疾病の程度 (オ) 応急手当の状況 (カ) 緊急下船の必要の有無
キ	旅客、乗組員等の行方不明	(ア) 行方不明が判明した日時及び場所 (イ) 行方不明の日時、場所及び理由(推定) (ウ) 行方不明者の氏名等 (エ) 行方不明者の遺留品等
ク	その他の事故	(ア) 事故の状況 (イ) 事故の原因 (ウ) 措置状況
ケ	インシデント	(ア) インシデントの状況 (イ) インシデントの原因 (ウ) 措置状況

(一部改正：平成27年2月1日、令和4年4月1日)

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ア 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- イ 人身事故に対する早急な救護
- ウ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- エ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- オ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ア 被害者に対する早急な救護
- イ 不法行為者の隔離又は監視
- ウ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- エ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- オ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(一部改正：平成27年2月1日)

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のため必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

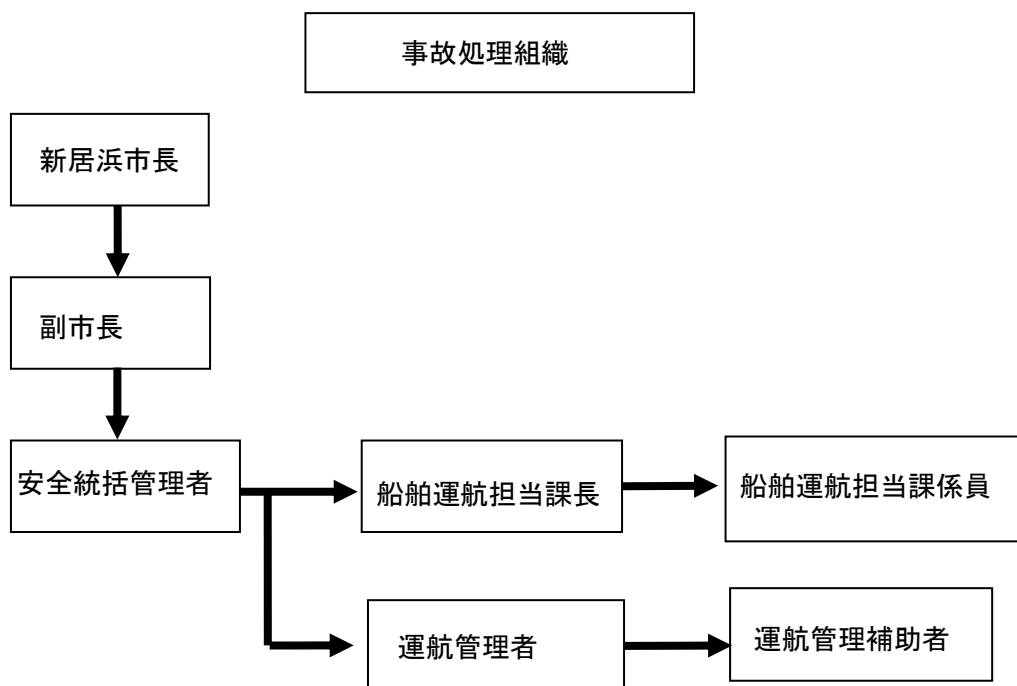
3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(一部改正：平成27年2月1日、令和5年10月1日)

(事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。



(一部改正：令和4年4月1日、令和5年10月1日)

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表2「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(一部改正：平成27年2月1日、令和5年4月1日)

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(一部改正：平成27年2月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日)

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会	
職務	役職
委員長	市長
委員長代行	副市長
副委員長	安全統括管理者 運航管理者
委員	経済部長 船舶運航担当課長 船舶運航担当課担当職員

(一部改正：令和4年4月1日、令和5年10月1日)

第4章 非常対策本部の設置等

(組織及び編成)

第12条 非常対策本部の組織及び編成は、新居浜市地域防災計画に定める災害対策本部を準用する。

(職務分掌)

第13条 非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は、新居浜市地域防災計画を準用する。

第5章 雑則

(事故発生リスク管理)

第14条 事故防止に活用するため、事故やヒヤリハットなどの情報を記録する。

- (1) 報告は事故報告書、ヒヤリハット報告書（事故処理基準様式第2号）、口頭又は電子メール等により行う。
- (2) 情報は、項目別に分類し集計し、事例を絞り込んで分析する。
- (3) 分析の結果については、原因ごとに対策を検討する。

2 運航管理者はリスク管理に関する知識・技能の維持・向上に必要な教育・訓練を実施する。

（追加：令和5年10月1日）

別表1「官公署連絡表」

(一部改正：令和4年1月1日、令和5年10月1日)

	電話番号	所在地
四国運輸局	087-802-6830	高松市サンポート 3-33
今治海事事務所	0898-33-9003	今治市片原町 1-3-2
新居浜海上保安署	0897-32-0118	新居浜市西原町 2-7-55

別表2「医療機関連絡表」

(一部改正：令和4年1月1日)

愛媛県立新居浜病院	0897-43-6161
愛媛労災病院	0897-33-6191
十全総合病院	0897-33-1818
住友別子病院	0897-37-7111

事故処理基準様式第1号（第4条関係）

（一部改正：令和5年10月1日）

事故報告書（軽微事故含む。）										係長		副課長		課長		総括次長		部長	
(第 報) 報告者氏名：																			
写真の添付（有・無）																			
報告年月日														運輸管理 者		安全統括 管理者		船舶所有 者	
年 月 日 () 時 分																			
FAX：地域交通課（0897-66-7010） 今治海事事務所（0898-23-2572）																			
事故の種類 ※1	船舶事故		(1) 衝突、(2) 乗揚げ、(3) 火災、(4) 浸水、(5) 不法行為、 (6) 人身事故、(7) 行方不明、(8) その他の事故、(9) インシデント																
	衝突事故		岸壁・棧橋・船舶(「」・漁船・プレジャーボート)																
	船内事故		旅客の転倒・旅客と車両の接触・車両同士の接触・車両と船舶の接触																
	施設内事故		大島待合所・大島棧橋(渡橋を含む。）・黒島岸壁・黒島待合所																
船名等 ※2	船名																		
	乗組員氏名		船長				機関長				甲板員								
	乗客		名(内訳：大人				名、小人				名(内無料				名))				
	車両		台(内訳：乗用車				台、トラック				台、その他				台)				
発生日時										第 年 月 日 () 時 分頃									
発生場所										大島港・大島港内・航路上・黒島港内・黒島港									
気象・海象										天候：、風向：、風速：m/s、波高：m、視程：m									
事故等の種類 及び概要	(概要)																		
	船舶事故 ※2	出航港						出航時刻				時 分							
		発生時の状況						発生時の推定速力				ノット							
		事故の種類※3																	
		(1) 衝突 (2) 乗揚げ (3) 火災 (4) 浸水	(基準航路・基準外航路)を速力 ノットで航行																
			時 分事故に至る。																
			相手船の動向：																
			事故時の状況：		事故時の速力は、概ね ノットと推定される。														
		(5) 不法行為 (6) 人身事故 (7) 行方不明 (8) その他の事故 (9) インシデント																	
			事故直前及び事故発生時の所在及び行動																
			船長																
	機関長																		
	甲板員																		
	船内事故 ※2	発生時の状況		乗船中・運航中・下船中															
		事故発生時の所在及び行動																	
船長																			
機関長																			
甲板員																			
施設内事故		発生時の状況		乗船待ち・乗船誘導中・下船誘導中・その他															
		連絡通報者※4		自己申告・陸上作業員・乗組員・その他															
人身被害の状況			死傷者の有無		有(死者：名、負傷者：名)・無														
			救助の要否及び状況		要・否		負傷状況() ※5												
船舶及び 貨物の損傷、 油流出の状況、 船長の措置等 ※2	被害調査等 ※6		船体の損傷		有(上甲板上・上甲板下・機関等)・無														
			貨物の損傷		有(車両・積載貨物・小荷物等)・無														
			浸水		有(機関室・舵機室・その他空所)・無														
			油の流出		有(幅：m、長さ：m)・無														
	救護措置※7																		
	連絡等※8																		
	周知及び誘導※9																		
作業等※10																			
救助活動等の 状況			救助対応者		救助が必要な名に対し、約名が、(海上保安署・漁船・プレジャーボート)により救助活動を実施している。														
想定される 事故の原因 ※11			機械的要因																
			人的要因																
			その他(気象・海象等)																

この報告書は、判明した事項について記入し、（第 報）に番号を付して、報告書の作成日時を記入し、報告すること。（第 報）の番号が不明のときは作成日時の記入のみでも構わない。

最終報告においては、（第 報）の欄に最終と記入し、できるだけすべての項目について記入し、報告すること。最終報告は写真を添付すること。

- ※1 該当する項目に○を付け、船内事故及び施設内事故については内容を記載すること。
- ※2 施設内事故の場合は、記入することを要しない。
- ※3 事故の種別の内容を記入し、第5条第2号の事故の種類ごとの連絡事項に基づき概要欄に内容を記載すること。
- ※4 連絡通報者の該当するものに○を付けること。
- ※5 負傷状況の内容を記入すること。（例）骨折、打撲、擦過傷等
- ※6 それぞれ該当する場合は項目に○を付け、該当する内容にも○を付けること。油の流出に関しては、概ねの範囲を記入すること。
- ※7 救護措置を行った場合はその内容を、医療機関への連絡を行った場合は医療機関名を記入すること。
- ※8 現時点で事故報告の連絡を実施した対象を記入すること。（例）運航管理者、保安署、運輸局等
- ※9 船内の旅客に対する周知内容及び避難のための誘導を実施した場合は誘導先を記入すること。
- ※10 事故の局限のための作業を行った場合、その内容を記入すること。
- ※11 事故の原因として想定されることを、項目別に記入すること。

写真表（事故報告（軽微事故含む。））

報告年月日： 年 月 日 時 分 （第 報）

事故処理基準様式第2号（第14条関係）

（追加：令和5年10月1日）

					事故発生年月日時			年		月		日		時		分
ヒヤリハット報告書					記入者氏名											
ヒヤリハットした時		ヒヤリハットの発生場所		ヒヤリハットの原因者		事象の内容		事象の原因		ヒヤリハットの対象		ヒヤリハットの報告者		ヒヤリハットの種類		
☐	出航準備作業中	☐	大島待合所	☐	船長	☐	機器操作（操船含む）	☐	したこと	☐	旅客	☐	船長	☐	ヒヤットとした	
☐	出航作業中	☐	ボンツーン渡橋上	☐	機関長	☐	乗下船作業	☐	しなかったこと	☐	乗客（車両を含む）	☐	機関長	☐	ハットとした	
☐	出航直後（港内）	☐	ボンツーン上	☐	甲板員	☐	船内作業	その内容（憶測も可）		☐	乗客（設備を含む）	☐	甲板員	その内容（主観）		
☐	航行中	☐	乗船口（ランプウェイ上）	☐	陸上作業員	☐	その他			☐	機関	☐	運航管理			
☐	入港直前（港外）	☐	乗船通路（客室まで）	☐	旅客	☐	海上交通			☐	施設					
☐	着岸準備作業中（港内）	☐	バリアフリー客室	☐	車両運転手					☐	陸上作業員					
☐	着岸作業中	☐	バリアフリー便所	☐	荷送人					☐	船長					
☐	下船作業中	☐	乗船階段	☐	荷受人					☐	機関長					
☐	停泊中（乗下船作業時以外）	☐	上部客室外	☐	その他部外者					☐	甲板員					
☐	乗船作業中	☐	上部客室内	☐	他の船舶等											
		☐	下船階段													
		☐	下船通路（客室から）													
		☐	下船口（ランプウェイ上）			※	記入要領									
		☐	黒島岩壁斜路			1	この報告書は、記入者がヒヤリハットを感じた時に記入する。									
		☐	黒島待合所			2	ヒヤリハットを感じることにについて、個人差があることから、それぞれの判断で記入すること。									
		☐	船橋			3	同一事象について、当直職種により、見方が異なることから、個人名で記入すること。（職種名でも可とする。）									
		☐	船橋甲板			4	記入に際し、他の乗組員に相談することは、最初に感じたヒヤリハットが実質する恐れがあることから、記入者の主観のみで記入すること。									
		☐	上部客室甲板													
		☐	エレクション甲板			5	報告書は、可能な限りヒヤリハットを感じてから時間をおかないで記入すること。									
		☐	上甲板			6	報告書は、可能な限り早く、運航管理部門に手渡すものとする。									
		☐	機関室			7	報告書を受け取る運航管理部門は、ヒヤリハットを感じた状況を確認しておくこと。									
		☐	船首（黒島側）ボイド													
		☐	船尾（大島側）ボイド													
		☐	港内又は航路													